



野洲市の議会改革

令和5年4月



滋賀県 野洲市議会

も く じ

■ 野洲市の概要	1
1. 市の沿革	1
2. 位置・地勢等	1
3. 人口・世帯	2
4. 市役所の位置	2
5. 市の面積	2
■ 野洲市議会の概要	3
■ 議会基本条例の制定	6
■ 議会基本条例がめざすもの	7
■ これまでの取組経過	8
■ 議会報告会・懇談会の開催結果	15
■ 出前懇談会の開催結果	16
■ 議会懇談会	19
■ 野洲市議会の災害時の対応	20
■ 議会改革の今後の課題	21
■ 議会の ICT 化（タブレット端末導入）	22
■ 資 料	23

野洲市議会基本条例

野洲市議会議員政治倫理条例

野洲市議会懇談会実施要領

野洲市議会大規模災害対応規程

野洲市の概要

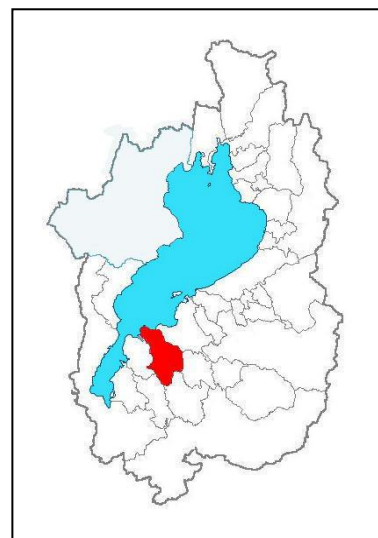
1. 市の沿革

野洲市は、平成16年10月1日に旧中主町と旧野洲町が合併して誕生しました。

2. 位置・地勢等

野洲市は、滋賀県の南西部に位置しています。近江富士と呼ばれる美しい三上山、そして野洲川や日野川を有しています。また、西は守山市・栗東市、南は湖南市、東は竜王町、北は近江八幡市、そして北西部は日本最大の湖である琵琶湖に接する面積80.15km²のまちです。

貴重な自然に恵まれた温暖な気候の中で、住民の心を和ませるすばらしい環境を形成した、緑豊かで風光明媚な調和のとれた土地利用が図られています。中心部では京阪神のベッドタウンとして都市化が進む一方、山地、湖岸においては公園やレクリエーション施設が集積しており、地域内外から多くの人々が訪れるまちです。



勇壮な“三上山（近江富士）”

さらに琵琶湖、野洲川をはじめとした水源に恵まれ、肥沃な土地を生かして古代から稲作が盛んで、近代化に向けた農業の振興と美しい田園風景保全の取り組みがされています。

また、豊かな自然と歴史に恵まれて、計24個の銅鐸が出土した「銅鐸のまち」としても知られています。数多くの古墳群や神社仏閣を有した歴史・文化遺産が点在するまちです。

以前から、利便性の高い交通網整備を背景として、京阪神都心圏への近接性が高まり、先端技術分野を中心とした企業立地が進んでいます。

3. 人口・世帯

令和5年4月1日現在の
人口・世帯数は次のとおりです。

人口	50,614人	
内訳	男	25,357人
	女	25,257人
世帯数	21,265世帯	
65歳以上人口	13,558人	
高齢化率	26.79%	



琵琶湖の夕焼け

4. 市役所の位置

野洲市役所 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

※ JR東海道線（琵琶湖線）野洲駅南口下車徒歩5分

東経	136度1分32秒
北緯	35度4分02秒

5. 市の面積

面積（都市計画区域等）内訳

令和5年4月1日現在

総面積 80.15 km ²	都市計画区域	市街化区域	7.964 km ² (都市計画区域に占める 構成比率：13.1%)
		市街化調整区域	52.606 km ² (都市計画区域に占める 構成比率：86.9%)
	湖沼（琵琶湖水面）		19.58 km ²

野洲市議会の概要

令和5年4月1日現在

定数 ※平成28年6月改正 (20人から18人) 平成29年10月一般選挙から施行	条例定数	18人
	現員数	18人
党派別		公明党 2人 立憲民主党 1人 自由民主党 1人 日本共産党 1人 無所属 13人
会派別		新誠会 6人 創政会 6人 公明党 2人 みらい野洲 1人 暮らしと自治を考える会 1人 日本共産党野洲市議会議員団 1人 (会派に所属しない議員 1人)
委員会の設置状況	常任委員会 (現員数)	総務常任委員会 6人 文教福祉常任委員会 6人 環境経済建設常任委員会 5人 予算常任委員会 17人
	特別委員会 (現員数)	議会改革推進特別委員会 9人 都市基盤整備特別委員会 17人 野洲市民病院整備事業特別委員会 17人
議会運営委員会	条例化の有無	有(平成17年11月11日改正)
	定数	9人以内(現員数5人)
	構成	所属議員2人以上の会派で構成
その他の協議・会議	協議	全員協議会
	会議	会派代表者会議
予算・決算の審査方法	予算審査	①予算常任委員会に付託 ②予算常任委員会内に分科会を設置し、所管部分を分担し審査 ③本会議委員長報告、質疑、討論、採決

	決算審査	①会期内に決算特別委員会を設置し、同委員会に付託 ②決算特別委員会内に分科会を設置し、所管部分を分担し審査 ③本会議委員長報告、質疑、討論、採決
請願及び陳情の取扱い	請願	所管委員会に付託
	陳情・要望	全議員に写しを配布
代表質問	実施時期・日数	3月定例会 1日～2日
	人数	所属議員2人以上の会派から各1人
	発言順位	輪番
	発言通告期限	定例会開会日の前日の午前8時30分から正午
	質問方式	総括方式、分割方式又は一問一答方式の選択制
	発言時間・回数	有 答弁除く40分以内（総括は3回以内）
	発言場所	議席前列の発言者席
質疑・一般質問	発言通告制限	・質疑 議案質疑の2日前の午前中 ・一般質問 定例会開会日の前日の午前8時30分から正午
	質問方式	・質疑 総括方式又は分割方式 ・一般質問 総括方式、分割方式又は一問一答方式の選択制
	発言順位	・質疑 議案上程順 ・一般質問 通告書受付後「くじ」による。
	発言時間・回数	・議案質疑(総括) 答弁除く30分以内、3回以内 ・一般質問 答弁除く30分以内（総括は3回以内）
	発言場所	議席前列の発言者席
議員報酬 ※議員報酬の改定 平成31年1月1日施行 ※（ ）は改定前	議長	430,000円（380,000円）
	副議長	380,000円（330,000円）
	議員	350,000円（300,000円）
特別職	市長	812,000円

	副市長	721,000円
	教育長	661,000円
行政視察	常任委員会	1泊2日
	日当	2,600円
	宿泊	(甲) 13,100円 (乙) 11,800円
政務活動費	会派又は議員	1人 120,000円/年額
	収支報告書	議長に報告
	公開	閲覧請求による。 市議会HPに収支報告書の他に領収書の写しを掲載。(H29年11月改選以降)
議会広報紙	名称	やす市議会だより
	編集	議会だより編集委員会(6人) (各常任委員会から2人)
	発行回数	年4回(定例会ごと)
	発行部数	1回 19,000部
	配布方法	市広報と同時に新聞折り込み、 新聞未購読者へは郵送、 市議会ホームページに掲載。

やす市議会だより

会派の代表
施政・教育
方針を問う!

過去 一般会計予算
最高 244億円慎重に審議
予算常任委員会で賛成・反対激論!
子育て福祉医療費助成小学6年生まで拡充

リニューアルしました
左様に変更しました

No.70 Contents 目次
令和4年(2022年)5月

- 特集 新年度予算(一般会計予算) ▶ P.2
- 第1回定例会議案 審議結果 ▶ P.3
- 代表質問・一般質問 ▶ P.6
- 常任委員会で付託議案を審議 ▶ P.14
- 特集 議会で何をするところ?! ▶ P.18

発行/野洲市議会 編集/議会だより編集委員会
滋賀県野洲市小森原2100番地1 (520-2395)
TEL 077-587-6034 FAX 077-586-4300

やす市議会だより

審議 令和3年度歳入歳出決算審査
審議 第3回及び第4回臨時会、第5回定例会の結果
市長のハラスメントの責任はいかに!?
市立野洲病院整備事業が一步前進!
決算を入念に審査し認定!

No.72 Contents 目次
令和4年(2022年)11月

- 特集① 野洲市民病院整備事業特別委員会 ▶ P.2
- 特集② 第3回臨時会、第4回臨時会 ▶ P.3
- 特集③ 決算認定 ▶ P.6
- 特別委員会報告 ▶ P.7
- 定例会の審議結果 ▶ P.8
- 一般質問 ▶ P.12
- 審議会報告 ▶ P.17
- 特集④ 議会で何をするとこころ?! 第3回 ▶ P.20

発行/野洲市議会 編集/議会だより編集委員会
滋賀県野洲市小森原2100番地1 (520-2395)
TEL 077-587-6034 FAX 077-586-4300

議会基本条例の制定

野州市議会では、議会の公平性・透明性を確保し、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会をめざし、議会改革に取り組んできました。平成22年2月には、任意の研究会である『議会改革推進研究会』を立ち上げ、「議会基本条例」及び「議員政治倫理条例」の素案作りを行い、条例の制定に向けさらなる取り組みを進めるため、同年6月の定例会において正式に『議会改革特別委員会』を設置しました。

『議会改革特別委員会』では、現状の議会運営の全般について改めて検証を行い、その審議・審査方法、公開のあり方等についても併せて検討を行ってきました。

議会基本条例とは、議会としての権能を十分に発揮し、市民の意思を的確に市政に反映していくためにはどうすればよいのか、また、「市民と議会の関係」「議会と行政の関係」においてはどのようにあるべきかを条例として示したものです。

議会基本条例についての「市民説明会」の開催やパブリックコメントの実施等市民からの意見を聞く機会も設けながら条例案をまとめ、平成22年9月定例会において「野州市議会基本条例」を制定し、平成23年4月1日から施行しています。



健康スポーツセンター

議会基本条例がめざすもの

地方自治法により、議会には2つの大きな役割が与えられています。

それは「行政の事務執行の監視及び評価」を行う役割と「議会から政策立案・政策提案」をすることです。この与えられた役割と市民の代表であることを自覚し、市民のニーズを的確にとらえ、市民とともに実現していくことを目標としています。

そのため、議会基本条例では「市民参加のまちづくり」を最も重要な項目としてとらえ、その前提条件となる「情報公開」や「議会の説明責任」の推進について明記しています。

また、議会では市民の多様な意見を的確に、そして公平・公正に取り扱う必要があることから、「議会は、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図る。」と規定しています。

行政の事務執行の監視機能の強化

議会からの政策立案・提案の充実

議会が有する情報の公開及び説明責任

議員による政策討論会や議会報告会の開催

議会の透明性の確保

これまでの取組経過

1. 議会基本条例制定までの経緯

時 期	項 目
平成22年 3月19日	議会改革推進研究会（議員5人）を開催
4月 6日	議会改革推進研究会を開催
4月20日	議会改革推進研究会を開催
5月 6日	議会改革推進研究会を開催
5月18日	議会改革推進研究会を開催 東京財団 政策研究部 研究員 赤川氏を招き講演会
5月31日	議会基本条例の制定へ向けた調査・研究及び議会改革の推進を目的に議会改革特別委員会の設置（全議員） ・第1回議会改革特別委員会開催 正副委員長の互選
6月 8日	・第2回議会改革特別委員会 議会基本条例（案）について他
6月22日	・第3回議会改革特別委員会 市民説明会の開催等について他
7月 5日	・第4回議会改革特別委員会 議会基本条例（案）について他
7月13日	議会改革特別委員会委員により、議会基本条例（案）を協議
7月15日	議会改革特別委員会委員と市執行部間で議会基本条例（案）を協議
7月21日	・第5回議会改革特別委員会 議会基本条例（案）、パブリックコメントについて他
7月27日、29日	議会基本条例市民説明会（市民参加者数31人）
7月28日	・第6回議会改革特別委員会 市長との意見交換について他
8月 2日 ～8月30日	議会基本条例及び議員政治倫理条例に対するパブリックコメント実施
8月 4日	・第7回議会改革特別委員会 市民説明会の結果報告について、議会基本条例（案）の修正について他
8月18日	・第8回議会改革特別委員会 議会基本条例（案）の修正、パブリックコメントの意見等について他
9月 6日	・第9回議会改革特別委員会 議会基本条例（案）の修正、パブリックコメントの意見等について他
9月17日	・第10回議会改革特別委員会 議会基本条例（案）について

9月24日	議会基本条例・議員政治倫理条例提案、全会一致で可決
平成23年 4月 1日	議会基本条例・議員政治倫理条例施行

2. 議会改革の主な取組事例

項 目	内 容	実施時期
全員協議会の公開	全員協議会を公開（会議規則改正）	平成21年 12月22日
一問一答制導入	本会議の質問に一問一答制を導入（申し合わせ事項改正）	平成22年 2月22日
傍聴者に会議資料の貸与	傍聴者に議員と同様の資料を貸与	3月
反問権の導入	議案質疑及び一般質問に反問権を導入。ただし、1人に対し2問まで。（答弁は質問時間に不算入）	平成23年 4月 1日
議会報告会・懇談会の開催	市内3箇所で開催	4月
議案の採決に係る議員の態度結果の公表	議案の採決に係る議員の態度結果をホームページ及び市議会だよりで公表開始	6月
正副議長選挙所信表明会の開催	正副議長選挙において、候補者の所信表明会（全員協議会）を開催	11月 4日
一般質問時間の拡大	一般質問の発言時間を延長（30分⇒40分）（申し合わせ事項改正） ※平成27年3月 30分に短縮（申し合わせ事項改正）	平成24年 2月21日
正副議長・監査委員の一般質問制限の解除	正副議長、監査委員の一般質問の制限を解除（申し合わせ事項改正）	
当初予算、決算に対する本会議での質疑制限の解除	委員会付託となる当初予算、決算について、本会議での質疑制限を解除（申し合わせ事項改正）	
委員会の公開	常任委員会及び特別委員会の公開（委員会条例改正）	3月26日
議員間討議の導入	委員会付託議案について議員間討議を導入（適用は、8月定例会から）	9月
本会議のインターネット配信開始	本会議のインターネット配信を開始	8月28日
政務活動費の常時公開	政務活動費の収支報告書等を常時公開（閲覧）（政務調査費条例改正）	9月21日

「野洲市空き家の適正管理に関する条例」の制定	野洲市空き家の適正管理に関する条例を議員発議により制定（平成25年4月1日施行） ※空家等対策の推進に関する特別措置法の制定に伴い平成29年に条例廃止	12月10日
傍聴受付簿と傍聴券の原則廃止	傍聴の受付簿を廃止するとともに、傍聴券の発行についても原則廃止（議会傍聴規則改正）	平成25年 3月25日
議会議員政治倫理条例の見直し	審査請求の手續、審査会の設置要件、審査会委員等の見直し（議会議員政治倫理条例及び同条例施行規則の一部改正）	3月25日
これまでの議会改革の取組の検証	・議会基本条例の見直し ・報告会・懇談会の充実 ・議会の防災対策の検討 ほか	4月
防災対策研究会の設置	議会改革特別委員会に設置	6月17日
出前懇談会の開始	団体等からの申し込みによる懇談会の開催	7月
「野洲市議会大規模災害対応規程」の制定	大規模な災害の発生時の市議会の対応を明文化（訓令）	9月 1日
通年会期又は議会	通年の会期又は通年議会に関する調査研究 ⇒引き続き調査研究	平成26年 4月24日
議会議員政策立案研修会の開催	講師：龍谷大学政策学部 土山希美枝准教授 演題：「議員の政策能力を質問力から考える」	7月22日
タブレット端末の活用に関する調査・研究	タブレット端末の活用による議会資料のペーパーレス化等について調査・研究⇒9月19日開催の特別委員会で継続して調査を決定	8月21日
議会報告会・懇談会の見直し	定期的で開催している議会報告会・懇談会の検証と見直し（議会改革特別委員会）	平成27年 1月20日 2月12日 2月18日
一般質問の時間の見直し	一般質問の発言時間を短縮（40分⇒30分）（申し合わせ事項改正）	3月
議会報告会・懇談会 ↓ 議会懇談会	○市民懇談会(随時開催) ○出前懇談会	4月 1日

議会改革先進地研修	視察先：滋賀県大津市議会 内容：議会のペーパーレス化について	8月 3日
議会委員会の基本的なルールの明確化	・会議規則の一部改正⇒委員会に関する規定の削除、出席等による会議欠席の明記 ・委員会規則の制定⇒委員会の基本的なルールを集約(※地方自治法第120条の規定による会議規則と同等の規則)	10月 1日
議員定数及び議員報酬の調査研究	11月20日に議長から議員定数及び議員報酬の調査研究依頼を受け、調査研究を開始	12月10日～
特別委員会の名称の一部変更	「議会改革特別委員会」⇒「議会改革推進特別委員会」に改称	平成28年 1月 1日
議員定数の改正	議員定数を20人から18人に改正(平成29年10月の一般選挙から施行)	6月21日
議会改革先進地研修	視察先：三重県四日市市議会 内容：議会モニター制度を含む議会改革について	8月 9日
議会モニター制度の調査研究※①	議会モニター制度導入に関する市民アンケートの実施を決定(平成29年2月実施)	12月20日
議員報酬の改定	平成25年から実施している議員報酬の一律5万円削減の取りやめ時期の協議	平成29年 ~ (協議)
委員会等における録音機器等の使用	クラウド文書共有サービス導入の検討⇒継続審査※②	2月22日
議員研修報告書等の公開	政務活動費及び議員研修報告書のホームページでの公開⇒継続審査※③	2月28日
出前懇談会の取組の検証	・議会主導の出前懇談会のあり方の見直し ・若い世代の懇談会への参加(ほか)⇒継続審査※④	2月28日
全員協議会報告(※①～※④の事項に関する審査等結果報告)	※①⇒アンケート結果等から、市民、議員ともに導入への関心が低いため見送り ※②⇒予算や議員のスキル等に課題があるため現時点の導入は困難。ただし、議会のICT化は引き続き調査研究を行う。	3月16日

	<p>※③⇒政務活動費は現行方式で公開する。研修報告は議会だよりに掲載する。</p> <p>※④⇒テーマを決めて開催する懇談会と、申込みによる出前懇談会に整理する。</p>	
議会図書室の利用に関する調査研究	議会図書室の利用方法について県内12市議会に照会（5月15日） ⇒使用方法を整理し、議員に周知	5月29日
委員構成の見直し	議会改革推進特別委員会の委員構成の見直しについて協議 ⇒議会運営委員会で結果報告（12月20日） ・委員選出方法は各会派からとし、各会派からの選出委員数は議会運営委員会の選出方法に準ずる。 ・任期は定めない。 ・無所属議員についても本特別委員会委員構成に含むこととする。 (申し合わせ事項の改正)	12月15日
事前通告制の取扱い等に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・事前通告制の取り扱いについて ・通告に伴う執行部答弁書の配布について ・発言（質問）時間について ・修正案の取り扱いについて ⇒2月議会後に継続審査	平成30年 1月15日 1月22日 2月7日
政務活動費ホームページ公開	平成29年11月（改選後）より、政務活動費支出に係る領収書等ホームページ全部公開	4月1日
議員報酬の改定	平成25年から実施している議員報酬の一律5万円削減を見直し、議長43万円、副議長38万円、議員35万円とする条例改定を決定。 平成30年第8回定例会(11月)で議員発議され、賛成多数により可決。	平成31年 1月1日
傍聴規則の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴手続きの追加 「議長は傍聴しようとする者に対して自己の住所等の記載を求めることができる。」 <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴人が傍聴席において守るべき事 	令和2年 9月23日

	<p>項 「携帯電話等その他の通信機器を使用しないこと。」</p> <p>「写真、動画等を撮影、録音等を禁止する。」</p> <p>・委員会の傍聴への準用</p> <p>令和2年第4回定例会(8月)で議員発議され、賛成多数により可決。</p>	
野洲市議会基本条例第11条の検証	<p>・第11条(議決事件)の検証</p> <p>・議長あてに条例改正の必要性について検証結果の報告</p>	<p>令和2年</p> <p>5月 8日</p> <p>5月29日</p> <p>10月1日</p> <p>10月22日</p> <p>11月 5日</p>
野洲市議会基本条例の改正	<p>・第11条(議決事件)「議会の議決を要する計画」の見直し</p> <p>※「野洲市国土利用計画」について令和3年度より第2次総合計画に一本化のため削除</p> <p>※「野洲市地域福祉計画」を追加し、個別計画の「野洲市子ども・子育て支援事業計画」及び「ほほえみやす21健康プラン」を削除</p>	<p>12月18日</p>
市議会におけるタブレット活用	<p>・議会活動におけるタブレット導入の効果について</p> <p>・タブレットの効果的な活用方法について</p> <p>・タブレットの運用について</p>	<p>令和3年</p> <p>2月10日</p> <p>3月26日</p> <p>4月13日</p> <p>4月30日</p> <p>6月17日</p>
野洲市議会出前懇談会への対応	<p>・出前懇談会への参加議員について</p> <p>・出前懇談会への参加議員の代表者について</p> <p>・野洲市議会出前懇談会を振り返ってほか</p>	<p>令和3年</p> <p>12月 1日</p> <p>令和4年</p> <p>1月18日</p> <p>2月 2日</p> <p>3月10日</p> <p>3月22日</p>
今後の議会改革推進特別委員会について	<p>・今後の議会改革推進特別委員会について</p>	<p>1月18日</p>
議会改革推進特別委員会オンライン研修会	<p>・議会改革推進特別委員会オンライン研修会</p> <p>・研修テーマ 「役所を動かす質問の仕方」 講師 川本 達志 氏</p>	<p>2月 2日</p> <p>3月22日</p> <p>3月28日</p>

	※令和3年度滋賀県市議会議長会オンライン研修（配信 WEB 動画）	
市議会ペーパーレス化	・令和4年ペーパーレス化年間スケジュール（案）について	2月10日
政務活動費の手引き見直し	・「政務活動費の手引き」の一部改正について	3月22日
野洲市議会出前懇談会の会議要録について	・野洲市議会出前懇談会の会議要録について ・野洲市議会出前懇談会への参加議員について	3月10日
「政務活動費の手引き」の一部改正について	・「政務活動費の手引き」の一部改正について	3月10日
議会改革推進特別委員会オンライン研修会の開催について	・議会改革推進特別委員会オンライン研修会の開催について	3月10日
市民要望の対応	・市民からの要望について	3月10日 3月22日
通年議会について	・通年議会のメリット・デメリット ・通年議会導入に向けての課題整理	4月21日 10月18日
市民懇談会開催について（議長より諮問）ほか	・市民懇談会の開催について ・出前懇談会について ・議会だより等における実名表記	10月25日
市民懇談会開催について	・市民懇談会開催について ・市民懇談会開催に向けた検討	11月10日 12月15日
市民懇談会開催について	・勉強会	令和5年 1月23日
市民懇談会開催について	・模擬懇談会	1月31日



三上山（近江富士）“俵藤太の大ムカデ退”

議会報告会・懇談会の開催結果

令和5年2月市議会主催の市民懇談会を開催！

テ ー マ

「文化3施設の在り方について」



野洲文化小劇場
(300席)



野洲文化ホール
(1000席)



さざなみホール
(500席)

開 催 日

令和5年2月5日(日) 午後2時00分～

会場：コミセンなかさと

令和5年2月7日(火) 午後7時30分～

会場：野洲文化小劇場

出席議員

全議員18人(議長含む)

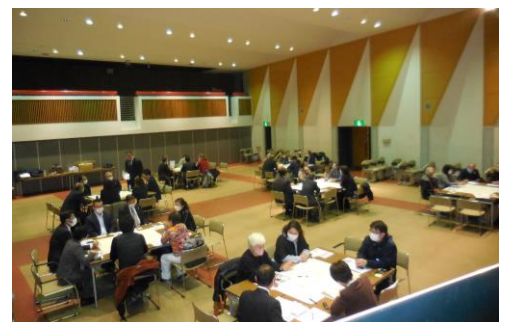
開催の目的

老朽化、維持費の財政圧迫、高額な改修費用という課題がある中で、これから野洲市に必要な文化施設とはどのようなものか、何を求められているか、幅広い市民の声をお聴きして、ご意見を委員会や議会での審議に生かすことを目的とし開催しました。



参加人数と広報

公共施設へのポスター掲示や駅前での街頭宣伝とチラシの配布を行い、2日間で57名の方にご参加いただきました。



当日の様子

始めに議員から現状の説明を行い、その後、グループワーク形式でご意見を伺うというスタイルにて活発な意見交換を行いました。

幅広い世代の方にご参加いただき、忌憚なき多様なご意見を聞かせていただくことができました。これをもとに報告書を作成し、文化施設を所管する教育委員会へ議長から成案を提出し今後の議論に活かすよう説明・報告を行いました。

出前懇談会の開催結果（平成25年6月24日～）

開催日時	開催場所	申込者	参加者数	懇談内容
平成25年 12月15日	コミュニティセンターきたの	野洲市まちづくりを考える会「若葉」	・市内住民9人 ・議員（初当選）4人	①新議員としての抱負 ②どのような課題に取り組むか ③選挙戦の感想
平成26年 1月26日	コミュニティセンターきたの	野洲市まちづくりを考える会「若葉」	・市内住民8人 ・議員（初当選）4人	①新議員としての抱負 ②どのような課題に取り組むか ③選挙戦の感想
2月13日	人権センター	男女共同参画プランやす協働委員会	・協働委員会委員21人 ・議長・総務常任委員会委員計8人	①市の政策決定過程における女性の意見の反映について ②議会推薦の女性枠の拡大について（農業委員会委員） ③自治会において男女共同参画をすすめるための支援について
平成27年 6月6日	コミュニティセンターぎおう	祇王学区自治連合会	・自治会長等16人 ・総務常任委員会委員6人	①野洲市の平成27年度予算の概要について ②祇王学区内における諸課題について
10月16日	コミュニティセンターやす	認知症キャラバン・メイトと介護者家族の会	・会員等11人 ・文教福祉常任委員会委員7人	①認知症キャラバン・メイトの活動について ②介護者家族の会の活動について その他
平成28年 2月6日	駅前自治会館	駅前自治会	・自治会員約50人 ・議員7人	①地域中核医療は、必要か否か。 ②野洲駅前南口周辺整備に何を望むか。
2月23日	市役所3階第1委員会室	新病院を望む女性の会	・会員他40人 ・議員4人（女性議員）	新病院の整備についての女性議員の考え方
3月5日	市役所3階第1委員会室	野洲市民病院を実現する会	・会員24人 ・議員15人	野洲市民病院の計画実現に関して
3月16日	市役所3階第1委員会室	駅前に病院建設を反対する市民団	・団員10人 ・議員18人	野洲駅前南口に病院建設の件について
6月4日	コミュニティセンターぎおう	祇王学区自治連合会	・自治会長等17人 ・総務常任委員会委員6人	祇王学区内における諸課題について
8月17日	市役所3階第1委員会室	新病院を望む女性の会	・会員他40人 ・議員7人（野洲政風会所属議員）	新病院の整備について
平成29年 2月9日	市役所3階第1委員会室	野洲市消費生活研究会	・会員16人 ・議員5人	介護保険の改定について、ほか

2月16日	野洲川田園空間博物館	野洲市ホテルを復活させる会	・会員13人 ・議員6人	川に水が流れるように、ほか
8月21日	市役所3階第1委員会室	新病院を望む女性の会	・会員他51人 ・議員6人	新病院について、ほか
11月16日	市役所3階第1委員会室	市政創生市民の会	・会員他18人 ・議員9人(初当選議員、正副議長)	新市議員に聞く(病院問題他、市政に取り組む抱負)
11月17日	市役所3階第1委員会室	野洲市まちづくりを考える会「若葉」	・会員他29人 ・議員7人(初当選議員、議長)	①新議員の抱負 ②野洲市の課題について ③選挙戦の感想
平成30年7月23日	コミュニティーセンターなかさと	野洲市商工会西河原支部	・会員他15人 ・議員10人	①旧中主町の中心地における商工業の活性化への取組みについて ②人口減少、少子高齢化に対する賑わい創生について ③その他、次世代への歴史、伝統、慣習、文化の継承について
平成30年12月22日	コミュニティーセンターなかさと	都市計画税を考える会	・参加者42人 ・議員5人	○都市計画税をいっしょに考えよう ワークショップ形式での5グループの懇談に議員が加わり、懇談後の各グループの発表により、当日の懇談結果を全員で共有された。
平成31年1月19日	駅前自治会自治会館	駅前自治会	・自治会24人 ・一般3人 ・議員8人	○駅前南口周辺整備事業について ワークショップ形式での4グループの懇談に議員が加わり、懇談後の各グループの発表により、当日の懇談結果を全員で共有された。
平成31年4月12日	コミュニティーセンターやす	市政創生市民の会	・会員14人 ・議員8人	①市の財政状況について ②都市計画税の導入・市民病院整備事業について ③その他市政全般について
令和元年5月17日	中主防災コミュニティセンター	野洲青年会議所	・会員20人 ・一般2人 ・議員8人(総務、文教福祉、環境経済、議会改革から)	○「これからの野洲」 愛される未来の野洲市・現在の野洲市・愛される野洲になるには・今愛されている野洲は

令和3年 6月2日	コミュニティセンターやす	市政創生市民の会	・会員12人 ・議員9人	①野洲病院整備について（駅前整備について） ②新型コロナウイルスワクチン接種について ③人口減少問題について
令和3年 12月10日	駅前北自治会館	駅前新病院を実現する会	・会員他32人 ・議員8人 （総務・文教福祉・環境経済建設常任委員会、議会改革推進特別委員会）	○これからの野洲のまちづくりについて
令和4年 2月19日	守山すこやかセンター	守山野洲医師会	・医師会20人 ・議員16人 （野洲市民病院整備事業特別委員会、議長）	○市立野洲病院の老朽化に伴う新築移転について
令和4年 3月30日	野洲市人権センター	ジェンダー平等を考える会	・会員5人 ・議員11人 （女性議員4人、総務常任委員会委員、議会改革推進特別委員会委員長）	○政治分野における男女共同参画の推進について
令和4年 8月18日	駅前北自治会館	駅前新病院を実現する会	・参加者25人 ・議員8人 （総務・文教福祉・環境経済建設常任委員会、議会改革推進特別委員会）	○明るいまちづくり 【総務常任委員会】 ・人権について（パワハラ問題） ・災害対策 【文教福祉常任委員会】 ・病院建設問題 ・文化ホールの集約化 ・コロナ対策 ・子育て問題 【環境経済建設常任委員会】 ・地元の道路整備状況 ・環境問題（自然の減少）

議会懇談会

※ 平成27年4月1日～

基本的な考え方

- ① 定期的な議会報告会・懇談会は廃止
- ② 懇談会の種類を『市民懇談会』と『出前懇談会』に区分
- ③ 出前懇談会の積極的な活用

① 必要に応じて

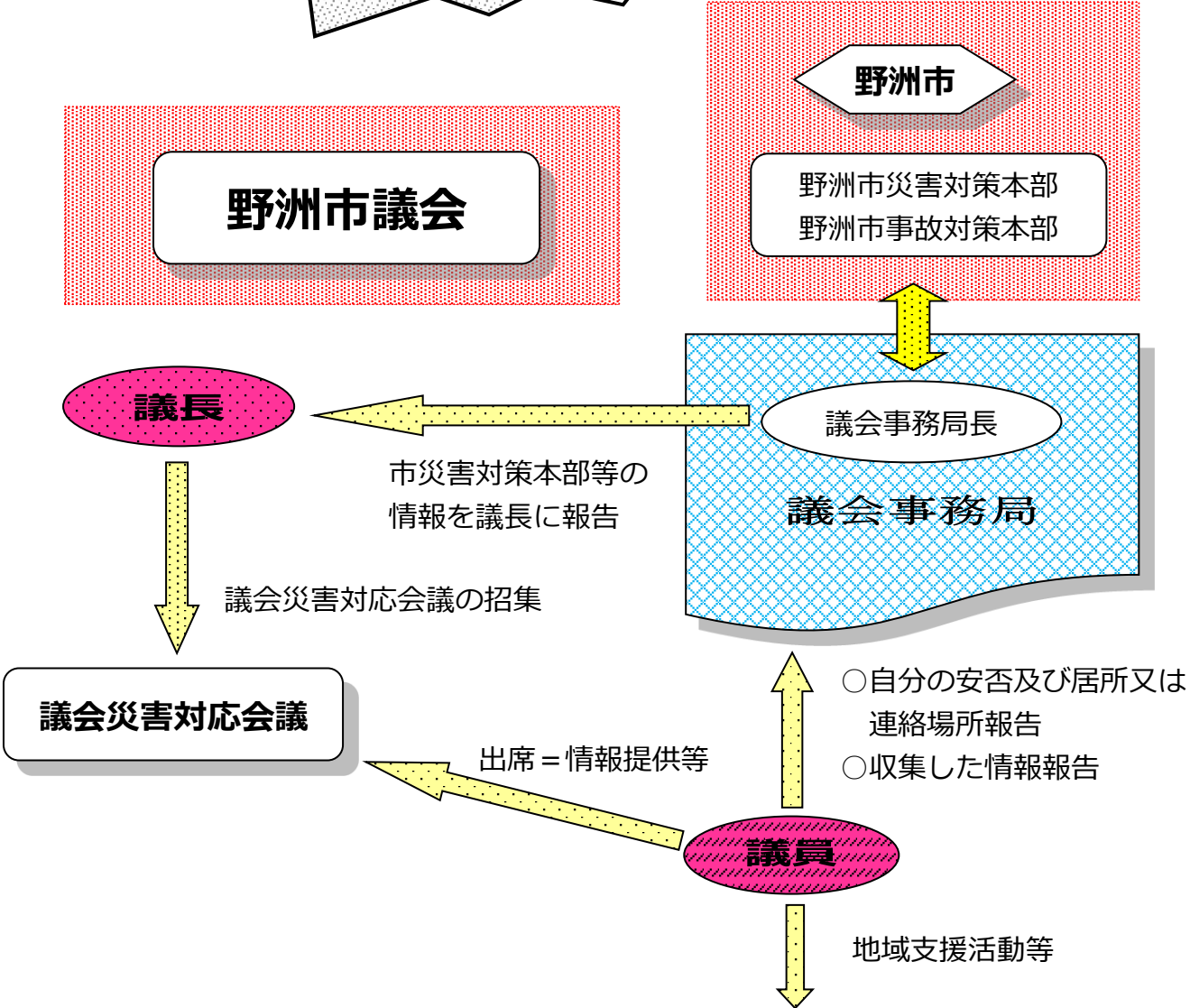
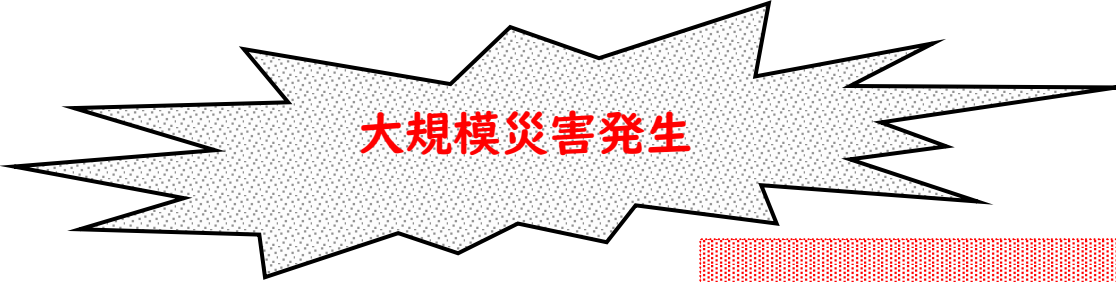
『市民懇談会』を開催！
市政運営に係る重要案件等で、市民の意見を聴く必要が生じた場合に開催します。

② 『出前懇談会』の充実！

団体等に対し、議員が積極的に開催のお願いをします。



野洲市議会の災害時の対応



- 【主な議事】**
- 議員の安否
 - 議員からの市内の被害状況の報告
 - 市災害対策本部等の報告及び審議内容
 - 市災害対策本部等への協力
 - 議員の災害対応に必要な活動

- 【主な活動】**
- 被害状況の情報収集
 - 被災者に対する相談及び助言
 - 被災者の要望の把握
 - 避難所の運営の支援

議会改革の今後の課題

議員資質・政策立案能力の向上

議会のICT化への対応

議会基本条例の定期的な検証



野洲図書館



弥生の森歴史公園

議会のICT化（タブレット端末導入）

◆野洲市議会タブレット端末導入

導入年月	・令和3年7月（試行稼働） ・令和3年11月（改選時より順次ペーパーレス化）	
導入台数	・議員18台 ・事務局職員5台	
導入経費・形態	・全額公費で購入 ・全議員に無償貸与（令和3年11月）※1	事務局職員含
タブレット端末仕様	・Microsoft Surface Pro7+ ・Windows10 ・ディスプレイ12.3インチ タッチペン	
タブレット端末通信費	・全額公費 ・Wi-Fi+Cellularモデル ※2	事務局職員含
Wi-Fiアクセスポイント	・議場、委員会室、会派控室	
運用・利用ルール	・野洲市議会タブレット端末運用規程 ・庁舎外持ち出し可 ・公務、政務活動、議員活動	
ペーパーレス会議システム	・Smart Discussion （キッセイコムテック株式会社） ・クラウドサーバー ・2画面表示、メモ機能、ダウンロード機能	資料単位で閲覧・編集制限可
その他	・令和3年7月、8月議員操作説明会 ・令和3年7月～10月まで全員協議会（紙併用）・順次、ペーパーレス化に移行	ペーパーレス化スケジュール参照

【参考：執行部（特別職、部長・次長級）タブレット端末及びペーパーレス会議システム導入】

◆令和4年（2022年）ペーパーレス化スケジュール ※3

	令和4年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	備考	
会派代表者会議	2月14日 スケジュール周知①（全体）	3月9日、3月17日 タブレット・紙併用		5月19日 ペーパーレス化（初）	6月16日、6月22日 既 ペーパーレス化		8月17日 既 ペーパーレス化	9月8日、9月15日 既 ペーパーレス化		
	紙資料			スケジュール周知① （定例会・常任委の紙併用、説明会勉強会ペーパーレス化（初））			スケジュール周知① （定例会・常任委のペーパーレス化（初））			
議会運営委員会	2月17日 スケジュール周知②	3月23日、3月25日 タブレット・紙併用		5月23日 ペーパーレス化（初）	6月24日、6月28日 既 ペーパーレス化		8月23日 既 ペーパーレス化	9月27日、9月29日 既 ペーパーレス化		
	紙資料			スケジュール周知②			スケジュール周知②			
議案説明・勉強会	2月17日（説明会）			5月23日（説明会）無くなる可能性あり			（8月23日（説明会））			
	2月21・22日（勉強会）			5月30・31日（勉強会）			8月25・26日（勉強会）			
本会議	2月25日 紙資料	3月4日～ 紙資料			6月9日～ タブレット・紙併用		8月30日～ ペーパーレス化（初）	ペーパーレス化（初）		
各常任委員会		3月4日～予備常任、各常任委 紙資料			6月14日～予備常任、各常任委 タブレット・紙併用			9月8日～決算・予算、各常任委員会 ペーパーレス化（初）		
全員協議会	2月17日 スケジュール周知③	3月23日、3月25日 臨時 ペーパーレス化（初） 月次 既 ペーパーレス化	4月22日 既 ペーパーレス化 タブレット回収（Wi-Fi設定のため） 会派ペーパーレス化周知	5月23日 既 ペーパーレス化 スケジュール周知③	6月24日、6月28日 臨時 既 ペーパーレス化 月次 既 ペーパーレス化	7月21日 既 ペーパーレス化	8月23日 既 ペーパーレス化 スケジュール周知③	9月27日、9月29日 臨時 既 ペーパーレス化 月次 既 ペーパーレス化		
	既 ペーパーレス化									
特別委員会				1回タブレット・紙併用を挟みペーパーレス化						

※1 令和3年7月より試行運用。令和3年11月（改選後）より議員貸与

※2 令和4年4月から議場・各委員会室等WiFi（AP）対応

※3 令和4年第3回（8月）定例会より完全ペーパーレス化

資 料

野洲市議会基本条例

平成22年9月27日

条例第31号

改正 平成23年7月12日条例第18号

平成24年12月27日条例第36号

平成25年2月28日条例第1号

平成25年7月1日条例第34号

平成26年12月18日条例第33号

平成27年3月27日条例第23号

令和2年3月25日条例第15号

令和2年12月23日条例第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 市民と議会の関係（第8条）

第3章 議会及び議員と市長等の関係（第9条—第12条）

第4章 討議の拡大（第13条）

第5章 委員会の活動（第14条）

第6章 政務活動費（第15条）

第7章 議会及び議会事務局の体制の整備（第16条—第19条）

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第20条—第22条）

第9章 最高規範性と見直し（第23条—第25条）

付則

野洲市議会（以下「議会」という。）は、市民が市長及び議会の議員（以下「議員」という。）を直接選挙するという二代表制のもと、市長と緊張ある関係を保ち、独立及び対等の立場において地方自治体の事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案（以下「政策立案」という。）及び政策の提案（以下「政策提案」という。）を積極的に行わなければならない。

ここに、議会は、日本国憲法、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令を遵守して、議会の基本理念、議会及び議員の活動原則等を定めるとともに、議会と市長等及び市民との関係を明らかにして、市民の負託に全力でこたえていくことを決意し、野洲市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市政の情報公開及び市民参加のまちづくりを推進することを原則として、市民に身近な議会の実現並びに議員活動の活性化及び充実のために必要な議会の運営（以下「議会運営」という。）の基本事項を定めることにより、市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人並びに市内で活動する人、団体及び事業者をいう。
- (2) 市長等 市長及び市の執行機関をいう。

(基本理念)

第3条 議会は、野洲市の最高規範である野洲市まちづくり基本条例（平成19年野洲市条例第26号）第13条に規定する市議会の役割を常に自覚して最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の向上はもとより、常に地方自治の本旨の実現を使命として活動するものとする。

（令2条例15・一部改正）

(議会の活動原則)

第4条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等の市政運営の状況を監視するものとする。

2 議会は、市民の意見を把握して市政に反映させるために、自ら必要な政策立案をし、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会をめざして情報公開に取り組み、及び市民に対して議会の議決又は運営に関し、その経緯、理由等を説明する責任（以下「説明責任」という。）を果たすものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる野洲市議会会議規則（平成16年野洲市議会規則第1号）及び野洲市議会委員会条例（平成16年野洲市条例第185号）を継続的に見直すものとする。

5 議会は、市民の傍聴の意欲を高めるような議会運営に努めるものとする。

（令2条例46・一部改正）

(議員の活動原則)

第5条 議員は、議会が言論の場であること、及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

2 議員は、市政全般に関する課題及び市民の意見、要望等を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としての自覚をもって活動するものとする。

3 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず市民全体の福祉の向上をめざして活動するものとする。

4 議員は、議会が主催する会議又は研修への出席を最優先するように努めなければならない。

（平25条例34・一部改正）

(議長及び副議長)

第6条 議会の議長（以下「議長」という。）は、議会を代表する中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議会の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、及び議会の事務をつかさどる。

3 前2項の規定は、議会の副議長（以下「副議長」という。）が議長の職務を行う場合について準用する。

（平25条例34・一部改正）

(会派)

第7条 議員は、議会の活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、及び活動する。

3 会派は、政策立案及び政策提案に関し、必要に応じて会派の間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第2章 市民と議会の関係

(市民とともに考える議会)

第8条 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則として公開するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見及び提言を把握し、政策立案その他の活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

3 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の参考人制度並びに公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけ、その審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。

5 議会は、市民に対し、可能な限り資料を提供するものとする。

(平24条例36・平27条例23・一部改正)

第3章 議会及び議員と市長等の関係

(議会と市長等との関係)

第9条 議会の審議において、議員と市長等は、緊張感の保持に努めなければならない。

2 議員は、議会の代表質問及び一般質問の質疑に際し、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式を選択することができる。

3 議会の本会議並びに常任委員会及び特別委員会において答弁をする者は、議員の質問、政策提言等に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(平25条例34・一部改正)

(議会審議における論点情報の形成)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 提案に至るまでの背景と経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明及び資料を市長に求めることができる。

(議決事件)

第11条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針及び計画期間が5年未満の計画を除く。）で、次に掲げるものとする。

- (1) 野洲市総合計画
- (2) 野洲市人権施策基本計画
- (3) 野洲市地域福祉計画
- (4) 野洲市都市計画マスタープラン
- (5) 野洲市環境基本計画
- (6) 野洲市教育振興基本計画

(平23条例18・全改、平26条例33・令2条例46・一部改正)

(立案過程における報告)

第12条 議会は、市長が市政の各分野における政策及び施策に関する計画若しくは指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）を策定し、又は変更するときには、市長に対し、その立案過程において、計画若しくは指針の策定の目的又は変更の理由及びその案の概要について報告を求めることができる。

第4章 討議の拡大

(平25条例34・改称)

(討議による合意形成)

第13条 議会は、議員による討議の場であることを認識し、議長及び委員会の委員長は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 本会議及び委員会の審議は、議員相互間の十分な討議を尽くして、合意形成に努めるものとする。この場合において、議会は、その結果に関し、市民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の討議を拡大するため、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提出するように努めるものとする。

(平25条例34・一部改正)

第5章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第14条 委員会は、社会経済情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、その専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明し、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に開催するよう努めるものとする。

第6章 政務活動費

(平25条例1・改称)

(政務活動費の執行及び公表)

第15条 会派又は議員は、調査研究に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、野洲市議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年野洲市条例第6号）を遵守しなければならない。

2 議長は、野洲市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により会派の代表者又は議員から提出のあった収支報告書の要旨を公表しなければならない。

(平25条例1・一部改正)

第7章 議会及び議会事務局の体制の整備

(議員の研修の充実及び強化)

第16条 議会は、議員の資質並びに政策の形成（以下「政策形成」という。）及び政策立案の能力の向上を図るため、議員の研修の充実及び強化に努めるものとする。

(議会事務局の体制の整備)

第17条 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実並びに強化を図るものとする。

(議会図書室の設置及び公開)

第18条 議会に議会図書室（以下「図書室」という。）を設置する。

2 図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用することができるものとする。

3 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力の向上を図るため、図書の実施に努めるものとする。

(議会の広報の充実)

第19条 議会は、市政に関する重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して公表し、市民からの意見、要望等を取り上げ、並びにその内容及び対応について定期的に市民に周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報の手段を活用することにより、速やかに多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、市民の厳粛な信託を受けたことを認識し、市民全体の代表者として、その人格と倫理の向上に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

(議員定数)

第21条 議会は市民の多様な民意を反映した相当数の議員で構成される市民の代表機関であり、議員の定数（以下「議員定数」という。）は、合議制機関にふさわしいものとなるようにしなければならない。

2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

3 議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、議長に提出するものとする。

4 議員定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第22条 議員の報酬（以下「議員報酬」という。）の改正に当たって、議員が議案を提出する場

合においては、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

2 議員報酬は、別に条例で定める。

第9章 最高規範性で見直し

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に
関係する条例、議会規則、議会告示等（以下「議会関係条例等」という。）を制定してはなら
ない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期の開始後速やかに、
この条例に関する研修を行わなければならない。

(議会及び議員の責務)

第24条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係
条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する職
務を行わなければならない。

(見直し)

第25条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとす
る。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置
を講じるものとする。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年条例第18号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日又はこの条
例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

付 則（平成24年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

付 則（平成25年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年条例第23号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和2年条例第15号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行します。

付 則（令和2年条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

野洲市議会議員政治倫理条例

平成 22 年 9 月 27 日
条例第 32 号
平成 25 年 3 月 25 日一部改正

(目的)

第 1 条 この条例は、野洲市議会議員(以下「議員」という。)の責務、政治倫理基準等を定めることにより、議員が市民の厳粛な信託を受けたことを認識し、市民全体の代表者として、その人格と倫理の向上に努め、清潔かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務及び市民の役割)

第 2 条 議員は、市政に携わる責務を深く自覚し、次条に規定する政治倫理基準を遵守しなければならない。

2 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的な批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にしなければならない。

3 市民は、議員の活動及び政治姿勢に注目し、必要に応じ、議員に説明責任を果たすことを求めるものとする。

(政治倫理基準)

第 3 条 議員は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)、政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)等の規定及び次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

(1) 議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。

(2) その権限又は地位を利用して、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。

(3) 公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。

(4) 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある政治活動に関する寄附(議員の後援団体に対するものを含む。)を受けてはならないこと。

(5) 市若しくは関係団体(法第 244 条の 2 第 3 項に規定する市の指定管理者及び市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人をいう。次号において同じ。)が締結する売買、賃借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になる働きかけをしてはならないこと。

(6) 前号に規定するもののほか、その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより、市の職員又は関係団体の役員若しくは職員の公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

(7) 市の職員(臨時的任用職員を含む。)の採用、昇任又は人事異動に関与してはならないこと。

(請負等に関する制限)

第 4 条 議員は、法第 92 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、かつ、市民に疑惑の念を生じさせないようにするために、市に対し請負するものについて、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 資本金その他これに準じるものの 2 分の 1 以上を出資すること。

(2) その経営方針に関与すること。

(3) 顧問料等その名目を問わず報酬を受領すること。

(審査の請求)

第 5 条 市民及び議員は、議員が前 2 条に反する疑いがあると認めるときは、市民にあっては選挙権を有する者(公職選挙法第 22 条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、野洲市の選挙人名簿に登録されている者をいう。以下同じ。)の 100 人以上の者の連署をもつ

て、議員にあっては議員2人以上の者の連署をもって、その代表から、議会の議長(第10条第3項を除き、以下「議長」という。)に審査の請求をすることができる。この場合において、審査の請求は、これを証する資料を添えて、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

- 2 前項の規定による審査の請求は、当該請求に係る行為のあった日又は終わった日から起算して、1年以内に行わなければならない。ただし、議長が、正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(審査会の設置)

第6条 議長(議長が当該審査の請求をされた議員(以下「審査対象議員」という。)である場合にあっては、副議長。以下同じ。)は、前条第1項の規定による審査の請求があったときは、野洲市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)の設置及び委員の選出に関し、議会運営委員会に付議するものとする。

- 2 議長は、前項の規定により付議された議会運営委員会が、審査会を設置する必要があると認めるときは、速やかに議会に審査会を設置し、当該請求に係る審査を付託しなければならない。
- 3 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに当該審査の請求を行った者(以下「審査請求者」という。)の代表者及び審査対象議員に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 議長は、第1項の規定により付議された議会運営委員会が、明らかに当該審査の請求を審査する理由がないと認めるときは、審査請求者の代表者に対し、審査の請求を却下する旨を通知するものとする。

(審査会の組織)

第7条 審査会は、委員7人以内で組織する。

- 2 審査会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者(当該請求に係る審査請求者を除く。)のうちから議長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 選挙権を有する者

(委員の任期及び職務)

第8条 委員の任期は、当該審査が終了するまでの間とする。

- 2 委員は、公平かつ不偏の立場でその職務を遂行しなければならない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の委員長及び副委員長)

第9条 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第10条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が当たる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の合意により非公開とすることができる。

(審査会の議事等)

第11条 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 審査会は、前項の規定にかかわらず、審査対象議員につき、第3条又は第4条に反し、政治的又は道義的に責任があると認められた場合で、議員の辞職、役職(議長、副議長、監査委員又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の委員長若しくは副委員長の職をいう。)の辞任若しくは一定期間の議会への出席停止の勧告又は文書による警告を審査の結果に明記しようとするときは、出席委員の3分の2以上の多数によりこれを決定しなければならない。

3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。

(審査会の審査、弁明の機会の付与等)

第12条 審査会は、審査のために必要があるときは、審査請求者の代表者(当該代表者を代理する者を含む。この条において同じ。)又は審査対象議員(当該審査対象議員を代理する者を含む。この条において同じ。)に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

2 審査請求者の代表者及び審査対象議員は、審査会から出席の要請、審査に必要な資料の提出その他の協力を求められたときは、これに従い、かつ、誠実にこたえる義務を負う。

3 審査対象議員は、会議に出席し、口頭又は書面により弁明することができる。

(審査結果の議長への報告)

第13条 審査会の委員長は、審査が終了したときは、速やかに審査の結果を議長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、審査会が付託を受けた日から60日以内に行うように努めなければならない。

3 審査会の委員長は、審査の結果、審査対象議員が第3条及び第4条に反する事実がなかったと認められる場合で、当該審査対象議員の名誉を回復する必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるように議長に報告するものとする。

(審査結果の報告及び通知)

第14条 議長は、前条第1項の規定により審査会から審査の結果の報告を受けたときは、速やかに審査の結果を議会に報告し、並びに審査請求者の代表者及び審査対象議員に対して審査の結果を通知しなければならない。

(審査結果の公表)

第15条 議長は、第13条第1項の規定により報告を受けた審査会からの審査の結果を公表しなければならない。ただし、審査会が、第10条第4項ただし書の規定により会議を非公開とした場合(会議の一部を非公開としたときは、当該非公開とした部分に限る。)は、この限りでない。

(措置)

第16条 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講ずるものとする。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

付 則(平成25年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の野洲市議会議員政治倫理条例の規定は、この条例の施行の日以後の審査の請求から適用し、同日前の審査の請求については、なお従前の例による。

野洲市議会懇談会実施要領

平成 24 年 7 月 23 日 制定
平成 25 年 6 月 24 日一部改正
平成 27 年 4 月 1 日全部改正

1. 趣旨

野洲市議会では、市政の課題等に関し市民及び団体の意見及び提言(以下「市民の意見等」という。)を聴く場を設け、市民の意見等を議会の審議及び政策に反映することにより、市民参画によるまちづくりを推進するため、野洲市議会懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

2. 懇談会の種類

懇談会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 市民懇談会
- (2) 出前懇談会

3. 懇談テーマ

懇談会のテーマについては、できるだけ市政に関する重要な課題を中心とする。

4. 市民懇談会の開催

(1) 開催時期

必要に応じて、議会改革推進特別委員会で決定し、議会全員協議会に報告する。

(2) 開催回数

一つのテーマについて、複数回開催する。

(3) 開催場所

市民の参加が得やすい公共施設を利用する。

(4) 開催時間

開催時間は、平日及び休日の午前9時から午後9時までの概ね2時間程度とし、昼間及び夜間を考慮して開催する。

(5) 周知方法等

議会だより及びホームページへの掲載、チラシの自治会回覧及び配布並びにポスターの掲示により、市民に開催内容等を周知する。

(6) 参加議員

議長は、全議員の参加を基本として市民懇談会に参加する議員を決定するものとする。この場合において、議長は、議会改革推進特別委員会の意見を聞かなければならない。

5. 出前懇談会の開催

(1) 対象団体等

出前懇談会の申込みをすることができる団体等は、市内に在住又は在勤している人で構成する概ね5人以上の団体(グループを含む。以下「対象団体等」という。)とする。

(2) 開催時期

対象団体等からの申込みに応じて随時開催する。

(3) 開催場所

原則として対象団体等が指定する場所とする。

(4) 開催時間

開催時間は、午前9時から午後9時までの間とし、1回の出前懇談会につき概ね2時間程度とする。

(5) 申込み方法

出前懇談会の開催を希望する対象団体等は、懇談会を希望する日の20日前までに野洲市議会出前懇談会申込書(様式第1号)を議長あてに提出するものとする。

(6) 諾否の決定

議長は、前項の申込書の提出があったときは、議会改革推進特別委員会委員長と協議し、速やかにその内容、日時等について調整の上、諾否を決定し、野洲市議会出前懇談会通知書(様式第2号)により対象団体等の代表者に通知しなければならない。この場合において、議長は、必要と認めるときは条件を付すことができる。また、不承諾の場合は、その理由を記述するものとする。

(7) 開催の制限

議長は、議会改革推進特別委員会委員長との協議の結果、出前懇談会の申込み内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前懇談会の開催を承諾しないことができる。

ア 懇談内容が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

イ 懇談会の趣旨に反し、その開催が適当でないとき。

(8) 参加議員

議長は、懇談テーマに応じて所管する常任委員会又は特別委員会の委員及びテーマ内容に特に精通した議員を出前懇談会に参加する議員として決定するものとする。この場合において、議長は、議会改革推進特別委員会及び当該常任委員会又は特別委員会の意見を聞かなければならない。ただし、懇談テーマの内容が常任委員会又は特別委員会の所管に属さない場合は、4.(6)に準じて決定する。

(9) 周知方法等

ア 前項で決定した議員が所属する委員会は、出前懇談会の開催に向けて、関係する団体との調整に努めなければならない。

イ 議員は、出前懇談会の開催について、自治会等への周知に努めなければならない。

ウ 議会だより及びホームページへの掲載、周知用ビラの配布等により周知するものとする。

(10) 申し合わせ事項

総務、文教福祉及び環境経済建設の各常任委員会は、原則として年1回以上の出前懇談会を開催するため、対象団体等へ開催について働きかけるものとする。

6. 会議の公開

懇談会は、公開とする。ただし、議長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

7. 報告書等の作成

(1) 会議録の作成

発言内容を正確に把握するため、ICレコーダ等により録音を行い、その内容に基づき、懇談会の会議録(要点記録)を作成する。

(2) 報告書の提出

懇談会に参加した議員の代表は、懇談会終了後、15日以内に懇談会報告書(様式第3号又は様式第4号)を議会改革推進特別委員会委員長あてに提出しなければならない。当該報告書の提出を受けた議会改革推進特別委員会委員長は、速やかに議長にその内容を報告するものとする。

8. 開催結果の報告

前項の報告書に基づく懇談会の結果の概要を議会だよりに掲載するとともに、ホームページに公開する。

9. 報告書・会議録の保管

報告書及び会議録は、議会図書室に保管する。

[様式略]

野洲市議会大規模災害対応規程

平成 25 年 9 月 1 日
議会訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、本市における大規模な災害の発生に際し、市民生活の一日も早い安定と復旧に資するため、野洲市議会が、災害に対して迅速かつ適切な対応を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「災害」とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

2 この訓令において「大規模な災害」とは、野洲市地域防災計画に定める野洲市災害対策本部及び野洲市事故対策本部(以下「市災害対策本部等」という。)が設置される規模の災害をいう。

(災害対応会議の招集)

第 3 条 大規模な災害が発生したときは、議会事務局長(議会事務局長の職務を代行する者を含む。)は、速やかに市災害対策本部等の情報を議長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた議長は、直ちに野洲市議会災害対応会議(以下「災害対応会議」という。)を招集するものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、臨時に災害対応会議を招集することができる。

4 災害対応会議は、出席議員をもって組織する。

5 災害対応会議の招集の通知は、文書に替えて口頭で行うことができる。

6 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

7 議長及び副議長とともに事故がある場合又は欠けた場合において、その職務を代理する議員及びその順序は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 順位 議会運営委員会委員長
- (2) 第 2 順位 総務常任委員会委員長
- (3) 第 3 順位 文教福祉常任委員会委員長
- (4) 第 4 順位 環境経済建設常任委員会委員長

(災害対応会議の議事)

第 4 条 災害対応会議の議事の進行は、議長が行う。

2 災害対応会議の議事は、次に定めるところによる。

- (1) 議員の安否に関すること。
- (2) 議員からの市内の被害状況の報告に関すること。
- (3) 市災害対策本部等の報告及び審議内容に関すること。
- (4) 市災害対策本部等への協力に関すること。
- (5) 議員の災害対応に必要な活動に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害対応に必要な事項に関すること。

(議員の災害対応時の活動等)

第 5 条 議員は、自らの安否及び居所又は連絡場所を議会事務局に報告しなければならない。

2 議員は、災害対応時において次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 被害状況の情報収集
- (2) 被災者に対する相談及び助言
- (3) 被災者の要望の把握
- (4) 避難所の運営の支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害対応会議において決定された事項

- 3 議員は、前項に規定する活動により収集した情報等は、可及的速やかに文書(文書により難しい事情があるときは、口頭)で議会事務局に報告しなければならない。
- 4 議員は、災害対応時の活動に当たっては、指定された水防服を着用するように努めなければならない。
(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, filling the majority of the page.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

野洲市議会

滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

〔議会事務局〕

T E L (077) 587-6034(直)

F A X (077) 586-4300

E-mail gikai@city.yasu.lg.jp